

アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱

(昭和51年7月26日 51構改B第1361号)
農林事務次官依命通知

改正 平成 5年 4月 1日 5構改B第441号

改正 平成 8年 4月 1日 8構改B第208号

改正 平成 9年 4月 1日 9構改B第255号

改正 平成10年 4月 1日 10構改B第269号

改正 平成14年 3月29日 14経営第6380号

改正 平成15年 3月17日 14経営第6735号

改正 平成20年 3月27日 19経営第7835号

改正 平成21年 4月 1日 20経営第7179号

(別紙)

アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱

- 第1 農林水産大臣は、北海道におけるアイヌ住民の居住地区の農林漁業経営の近代化を図るため、アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和51年6月12日付け51構改B第1339号農林事務次官依命通知）に基づいて行うアイヌ農林漁業対策事業に要する経費につき北海道に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。
- 第3 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 北海道は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りでない。
- 第4 規則第2条の規程による申請書の提出の時期は、農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第5 北海道は、規則第3条第1号の規程に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

- 第7 北海道は、規則第3条第2号の規程により農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第8 適正化法第12条の規程による報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、農林水産省経営局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。
- 第9 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 北海道は、第4第2項ただし書により交付の申請をしたとき、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 北海道は、第4第2項ただし書により交付の申請をしたとき、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 第10 施行令第13条第4号の規程に基づく農林水産大臣の定める財産は、別表の経費の欄の2に掲げる事業により取得した取得価格が、1件当たり50万円以上の機械及び器具とする。
- 第11 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
アイヌ農林漁業対策事業（統合補助事業）	1. 事業費 市町村が、アイヌ農林漁業対策事業実施要領に基づいて行う事業に要する次の経費に対し、北海道が補助するに要する経費及び土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等がアイヌ農林漁業対策事業実施要領に基づいて行う事業に要する次の経費につき、市町村が補助するに要する経費に対し、北海道が補助する場合における当該補助に要する経費 ア. 農林業生産基盤整備事業に要する経費 イ. 農林漁業経営近代化施設整備事業に要する経費 ウ. 特認事業に要する経費	2 / 3 以内	経費の欄に掲げる1の経費から2の経費への流用	市町村ごとの個々の事業又は施設について、経費の欄に掲げる1の経費に係る事業主体の変更
	2. 附帯事務費 (1) 北海道が行う1の計画の樹立の指導及び事業の実施の指導等に要する経費 (2) 市町村が行う1の事業計画の樹立及び事業の実施の指導等に要する経費	1 / 2 以内		

別記様式第1号 (第3関係)

平成 年度アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付申請書

号
日

番
年 月

農林水産大臣 殿

北海道知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱により補助金 円を交付されたく申請する。

1112

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

ア. 事業費

[illegible]

- (注) 1 備考欄には、事業主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項を記入すること。
- 3 工期欄には、交付申請書にあつては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあつては実際の着工及びしゅん工年月日を記入すること。
- 4 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

地区名	事業種目	事業主体	工 事 雑 費	うち旅費	うち食糧費
〇〇〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇 円	〇 〇 〇 円 内訳 〇〇会議出席 回数 回 人数 人 〇 〇 指 導 回数 回 人数 人	〇 〇 〇 円 内訳 〇 〇会議費 回数 回 人数 人 〇〇〇説明会 回数 回 人数 人

(注) 市町村、地区、事業種目ごとに記入すること。

イ. 附帯事務費

区 分	事業費	経費の負担区分		備 考
		国庫補助金	道 費 又 は 市町村費	
1. 道附帯事務費 賃 金 共 済 費 旅 用 費 需 用 費	円	円		賃 金 〇〇〇円 社会保険料 〇〇〇円 調 査 旅 費 〇〇〇円 内 訳 〇〇会議出席 〇〇円 回数 回、人数 人 〇〇指導 〇〇円

役 務 費 使用料及び賃借料				回数 回、人数 人 検 査 旅 費 ○○○円 内 訳 { 00会議出席 00円 回数 回、人数 人 00指導 00円 回数 回、人数 人 指 導 旅 費 ○○○円 内 訳 { 00会議出席 00円 回数 回、人数 人 00指導 00円 回数 回、人数 人 印刷製本費 ○○○円 消 耗 品 費 ○○○円 車 輛 燃 料 費 ○○○円 食 糧 費 ○○○円 内 訳 { 00会議出席 00円 回数 回、人数 人 00指導 00円 回数 回、人数 人 通 信 運 搬 費 ○○○円 会 場 借 料 ○○○円
2. 市町村附帯事務費				
賃 金				
共 済 費				
旅 費				
需 用 費				
役 務 費				
使用料及び賃借料				
計				

(2) 経費の配分

事 項	総事業費 (A+B+C+D)	補助事業に要する (又は要した) 経費 (A+B)	負 担 区 分			
			国庫補助 金 (A)	道費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)
アイヌ農林漁業対策 事業費補助金 1 事業費 2 附帯事務費	円	円	円	円	円	円
合 計						

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金 事業費 道 附 帯 事 務 費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

5 添付資料

補助金の交付に関する規程

別記様式第2号（第5関係）

平成 年度アイヌ農林漁業対策事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道知事 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったアイヌ農林漁業対策事業費補助金について、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり変更し〔補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。〕たいので承認されたく申請する。

なお、その他については申請書記載のとおりとする。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- （注）
- 1 交付申請書の別記様式第1号の記の2以降を添付すること。
 - 2 交付申請書の別記様式第1号の記の2以降について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - 3 交付申請書の別記様式第1号の記の5の添付資料については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
 - 4 追加交付申請する場合には、本文中の括弧書きを記載すること。

別記様式第3号（第8関係）

平成 年度アイヌ農林漁業対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道知事 氏 名 ㊟

このことについて、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 補助金交付状況（第 ・四半期末現在）

区 分	地 区	国庫補助金 交付決定額	受 領 額		交 付 済 額	
			年月日	金 額	年月日	金 額
1. 事業費	〇 〇 〇 〇 〇 〇	円		円		円
2. 附帯事務費						
計						

2. 事業実施状況（第 ・四半期末現在）

市 町 村 名	地 区 名	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B/A)	残高事業費
		円	円	%	円

計					

3. 事業開始年月日 年 月 日

4. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

別記様式第4号（第9関係）

平成 年度アイヌ農林漁業対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道知事 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- （注） 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 2 添付資料については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第5号（第9関係）

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道知事 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったアイヌ農林
漁業対策事業費補助金について、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱第9第3
項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
- （3の消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額から2の補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額を減じた額）
（注）市町村、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第9関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名								
事業 種類	業 務 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間				適 要
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国 庫 補助金	自 己 資 金	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄については、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名又は補助事業返還金額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。